

# 確定申告について（平成21年分）

## 平成21年度分の確定申告の受付が始まります！

平成21年分の所得税の確定申告の受付は、平成22年2月16日（火）から始まります。（還付申告の受付は、平成22年1月から始まります。）所得税の確定の受付期限は、平成22年3月15日（月）まで、消費税及び地方消費税（個人事業者）の確定申告の受付期限は、平成22年3月31日（火）までとなっておりますのでお早めに提出ください。よろしくお願いいたします。

### 確定申告書の作成について

確定申告書は、「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」などを参考に自分で作成し、お早めに提出してください。

なお、赤平市では、例年通り申告相談会場を開設します。詳細につきましては、広報2月号にてお知らせします。

また、ご自宅で国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」を利用して提出された方又は平成20年分の確定申告を税務署の申告会場でパソコンを利用して提出された方につきましては、これまで行っていた確定申告書等用紙の送付を取りやめることとなりましたので、ご理

解とご協力をお願いします。

ただし、確定申告書等用紙の送付を取りやめることになった方のうち、整理番号や予定納税額等をお知らせする必要がある方につきましては、1月下旬に「お知らせがき」を送付いたしますので、こちらをご覧ください。また、税務署の申告会場に来場される場合にはご持参いただきますようお願いいたします。

また、確定申告書等の用紙や手引きは、1月以降、国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp> から入手できるほか、市役所に備え付けています。詳しくは税務署へおたずねください。

問合せ 滝川税務署 ☎22・2191

### 所得税の確定申告

#### e-Taxならこんないいこと

- 1 最高5,000円の税額控除
- 2 添付書類の提出省略
- 3 還付金がスピーディー
- 4 24時間受付



### 市・道民税における

#### 住宅ローン特別控除の改正

平成11～18年に入居し一定の条件を満たす方は、市・道民税の住宅ローン特別控除を受ける事ができますが、新たに平成21年～25年に入居した方も受けられる事になりました。（※確定申告等での手続きは従来通りです）

なお、この改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除申告書の提出は原則不要となりましたのでお知らせします。

問合せ 市税係 ☎32・2219

## 赤平市市税等収納向上対策本部

### 市有財産貸付料の納付は忘れずに！

市では、土地や建物の財産を賃貸借契約を締結し貸付けています。

土地貸付料及び建物貸付料は、お手元に送付した納付書により、納期限までに必ず納付しましょう。なお、著しく不誠実な滞納者と判断した場合には、賃貸借契約の解除や行政サービスの制限等を実施する場合がありますのでご注意ください。特別な事情により貸付料の納付が困難な場合は、分割納付等もできますので、必ずご相談ください。

また、借受人または連帯保証人の氏名や住所等に変更があったときや、貸付財産を市に返還しようとするときは、すみやかに届け出をしてください。契約管財係 ☎32・2211

### 市税等の納入は口座振替に！

▼お仕事など日中忙しく不在がちな方や、うっかり忘れがちな方に、納期ごとに市役所や金融機関へ行く手間がはぶけます。納め忘れの心配のない便利で安心な口座振替をおすすめします。口座振替の手続きは、通帳とお届けの印鑑をもって市役所各収納担当窓口か市内金融機関の窓口で簡単にできますので、是非ご利用ください。

#### 【今月の納税】

- 市道民税 第4期
- 国民健康保険税 第7期
- 後期高齢者医療保険料 第7期

納期 2月1日（月）まで

納期を守ろう！

■ 事務局 ■  
税務課納税係

☎32-2219